

第17号の2様式（第54条の2関係）

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2024年7月25日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽 俊介

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度					
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数		
	エアコンディショナー	77台	1台	5台	72台		
	冷蔵機器及び冷凍機器	0台	0台	0台	0台		
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量			
	エアコンディショナー	9.1	キログラム	12.7	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	・フロン排出抑制法に基づき作成した第一種特定製品の点検記録簿に従い、簡易点検を実施し、適切に管理している。					
	廃 棄 時	・第一種特定製品の廃棄時は、第一種フロン類充填回収業者に依頼し、フロン類を回収したことと示す「引取証明書」を受け取り、3年間保存及び記録簿への記入を行っている。					
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	・簡易点検実施漏れを防ぐために、4半期に1度点検箇所が管理部門に対して点検実施完了報告を行っている。					
	廃 棄 時	・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。					
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針							
特記事項							

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。